

審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の運営及び委員の選任に関し、明石市市民参画条例（平成23年条例第1号。以下「参画条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において審議会等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律若しくは条例の定めるところにより設置する附属機関又は規則若しくは要綱等に基づき設置する審議会、委員会、協議会等であって次に掲げるもの以外のものをいう。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市の職員のみを構成員とするもの
- (3) 特定の事業を実施するために設置される実行委員会等

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、参画条例及び明石市市民参画条例施行規則（平成23年規則第10号）で使用する用語の例による。

(委員の選任の基準)

第3条 参画条例第12条第1項第1号の規定に基づき、市民の幅広い意見が反映されるようにするため、審議会等の委員の選任に当たっては、次に掲げる基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 同一の委員による審議会等の委員の兼職の件数は、5件以内とすること。
ただし、特定の職にある者を充てる場合は、この限りでない。
- (2) 市の職員を委員に選任しないこと。ただし、審議会等の特性に鑑み、市の職員を審議会等の委員に含めることが必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 同一の審議会等の委員としての在職期間が通算して12年を超える場合は、当該審議会等の委員として再任しないこと。ただし、特定の職にある者を充てる場合及び専門分野の学識経験者を充てる場合は、この限りでない。

(委員名簿の一元管理等)

第4条 審議会等の委員名簿は、総務局総務管理室総務課長において一元管理するものとする。

2 審議会等を所管する課等の長は、審議会等の委員を選任したとき又は委員に変更があったときは、当該審議会等の委員に係る審議会等委員名簿を作成し、直ち

に、総務局総務管理室総務課長に送付するものとする。

(審議会等の会議録)

第5条 参画条例第13条第4項の規定による会議録の公表は、会議終了後1カ月以内に、会議資料とともに行うよう努めるものとする。

(審議会等の見直し)

第6条 次の各号のいずれかに該当する審議会等については、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの
- (2) 5年以上にわたって委員が選任されていないもの
- (3) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
- (4) 他の市民参画手法により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び担当事務が他の審議会等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素、効率化の見地から統合が望ましいもの

2 設置後5年以上経過した審議会等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

附 則 (平成23年11月21日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。